

長 建 協 発 第 1 3 1 号
平成 2 7 年 6 月 1 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に定める墜落防止措置に加えて、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成 24 年 2 月 9 日付け基案発 0209 第 2 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」の別紙）に基づき、その徹底を図って頂いているところであります。

この度、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書（平成 26 年 11 月）を踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号）が平成 27 年 3 月 5 日に公布され、同年 7 月 1 日より施行されることから、これに合わせて、標記要綱の改正が行われました。

つきましては、同改正について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。